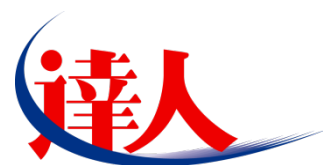


## 消費税の達人(令和05年度以降用)

### fromジョブカンDesktop 会計 運用ガイド

この度は、「消費税の達人（令和05年度以降用）fromジョブカンDesktop 会計」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（令和05年度以降用）fromジョブカンDesktop 会計」は、株式会社ジョブカン会計の「ジョブカンDesktop 会計」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（令和05年度以降用）fromジョブカンDesktop 会計」のインストール手順や操作手順について説明しています。



## 目次

<b>1.対応製品</b>	<b>3</b>
<b>2.動作環境</b>	<b>4</b>
<b>3.インストール方法</b>	<b>5</b>
1.「達人Cube」からアップデートする場合	5
2.「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	9
<b>4.運用方法</b>	<b>11</b>
1.「ジョブカンDesktop 会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合	11
2.「ジョブカンDesktop 会計」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合	12
<b>5.操作方法</b>	<b>13</b>
1.「ジョブカンDesktop 会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合	13
2.「ジョブカンDesktop 会計」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合	17
<b>6.連動対象項目</b>	<b>22</b>
「ジョブカンDesktop 会計」から連動するデータ（連動元）	22
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）	24
[基礎データ（一般用）] 画面	26
[消費税額の調整額] 画面	34
[当課税期間の課税売上高] 画面	35
付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	36
付表 2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]	37
付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	38
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）	39
消費税の還付申告に関する明細書（法人用）	40
課税売上高及び消費税額等の予測表（一般用）	41
[基礎データ（簡易課税用）] 画面	42
[当課税期間の課税売上高] 画面	48
課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用）	49
<b>7.アンインストール方法</b>	<b>50</b>
<b>8.著作権・免責等に関する注意事項</b>	<b>51</b>

## 1.対応製品

「消費税の達人(令和05年度以降用) fromジョブカンDesktop 会計」に対応するNTTデータの対応製品及びジョブカン会計の対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人(令和05年度以降用) Professional Edition
	消費税の達人(令和05年度以降用) Standard Edition
株式会社ジョブカン会計	ジョブカンDesktop 会計 23
	ジョブカンDesktop 青色申告 23



### 注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

## 2.動作環境

「消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の株式会社ジョブカン会計の「対応製品」と同様です。



### 注意

- 「消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の株式会社ジョブカン会計の「対応製品」のいずれかをインストールしている必要があります。
- 「消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計」の起動中に、「ジョブカンDesktop 会計」の起動、及びアンインストールはできません。

## 3.インストール方法

「消費税の達人（令和05年度以降用）fromジョブカンDesktop 会計」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

### 1.「達人 Cube」からアップデートする場合

#### 1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



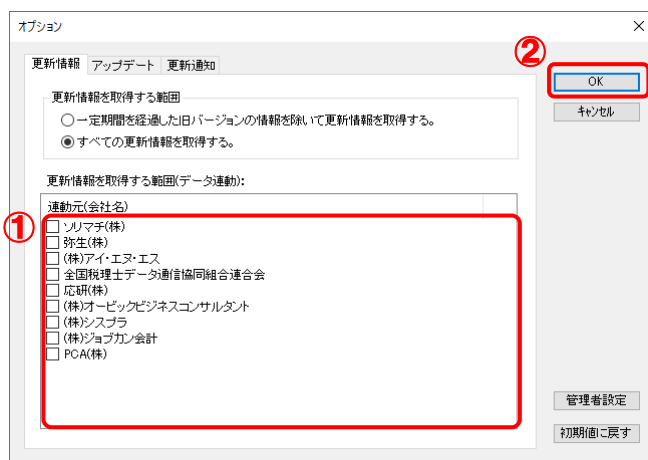
[アップデート] 画面が表示されます。

## 2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

## 3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



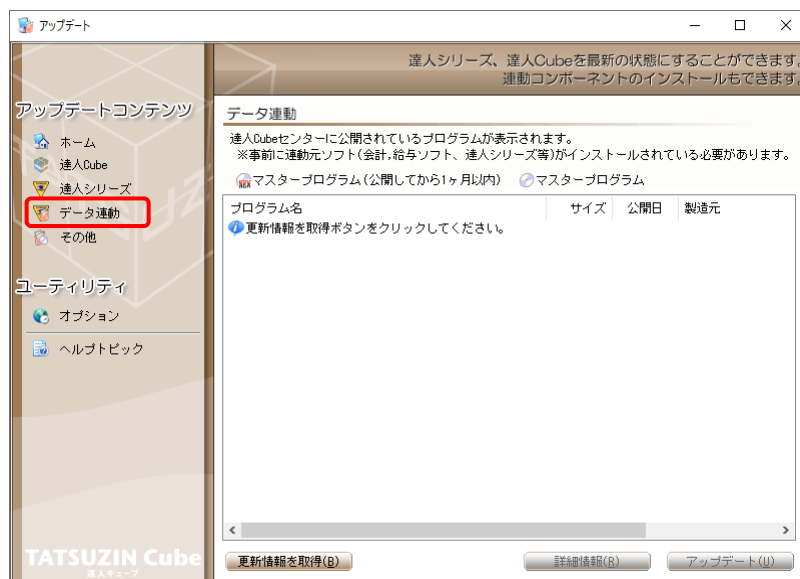
[アップデート] 画面に戻ります。

## 4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



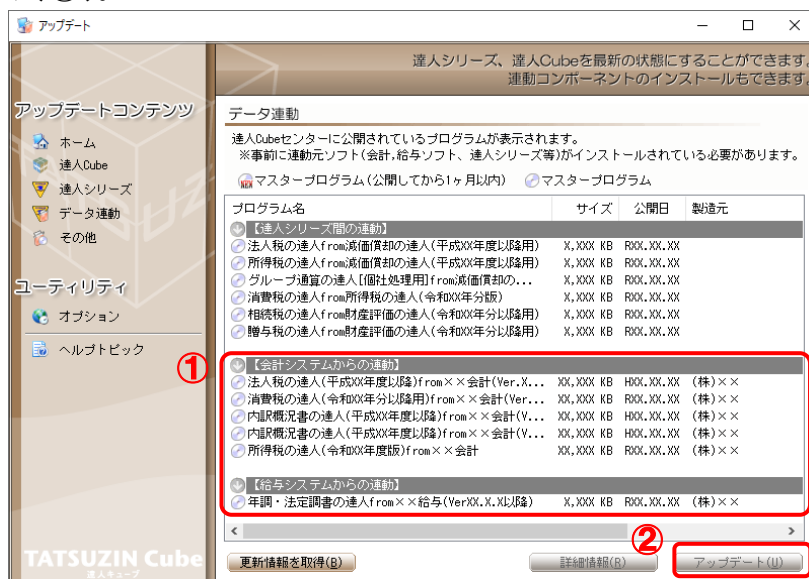
[データ連動] 画面が表示されます。

## 5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

## 6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

## 7. [次へ]ボタンをクリックします。

[使用許諾契約] 画面が表示されます。

## 8. 使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は[使用許諾契約の全条項に同意します]を選択し、[次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムのインストール準備完了] 画面が表示されます。

## 9. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

## 10. [InstallShield Wizardの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計」のインストールは完了です。



## 2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

### 1. 「達人」オフィシャルサイトの連動コンポーネントダウンロードページ

([https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou\\_download.html](https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html))を開きます。



### 2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。

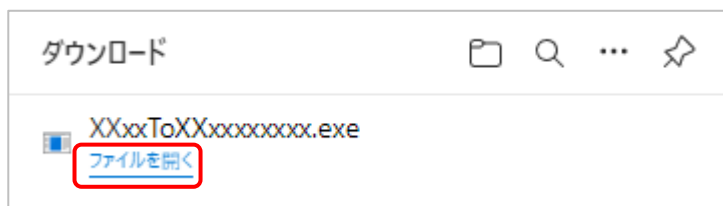
### 3. 該当の会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

### 4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の右上に [ダウンロード] 画面が表示されます。

**5.** [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

**6.** [はい]ボタンをクリックします。

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

**7.** [次へ]ボタンをクリックします。

[使用許諾契約] 画面が表示されます。

**8.** 使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は[使用許諾契約の全条項に同意します]を選択し、[次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムのインストール準備完了] 画面が表示されます。

**9.** [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

**10.** [InstallShield Wizardの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（令和05年度以降用）fromジョブカンDesktop 会計」のインストールは完了です。

## 4.運用方法

「消費税の達人(令和05年度以降用) fromジョブカンDesktop 会計」は、「ジョブカンDesktop 会計」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「ジョブカンDesktop 会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

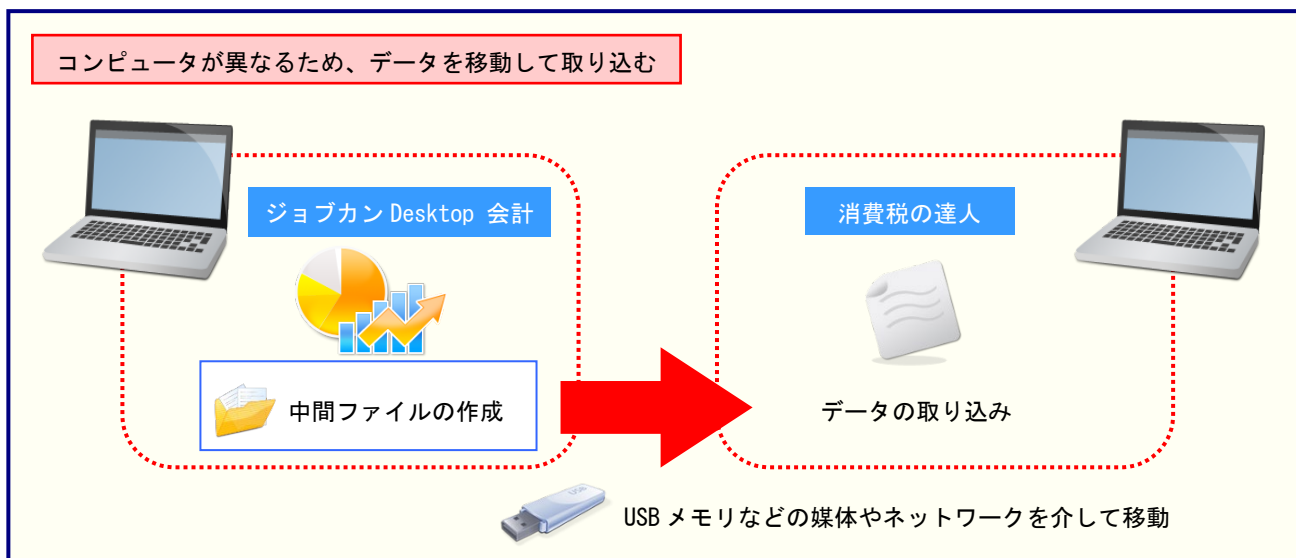
### 1.「ジョブカン Desktop 会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

「消費税の達人(令和05年度以降用) fromジョブカンDesktop 会計」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



## 2.「ジョブカン Desktop 会計」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「ジョブカンDesktop 会計」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



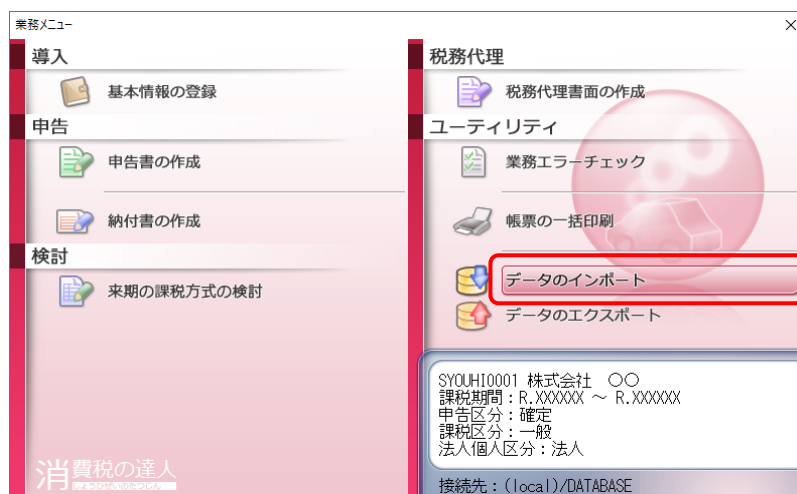
## 5.操作方法

「消費税の達人(令和05年度以降用) fromジョブカンDesktop 会計」を使って、以下の手順で連動します。事前に「6.連動対象項目」(P.22)を必ずお読みください。

操作手順は、「ジョブカンDesktop 会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

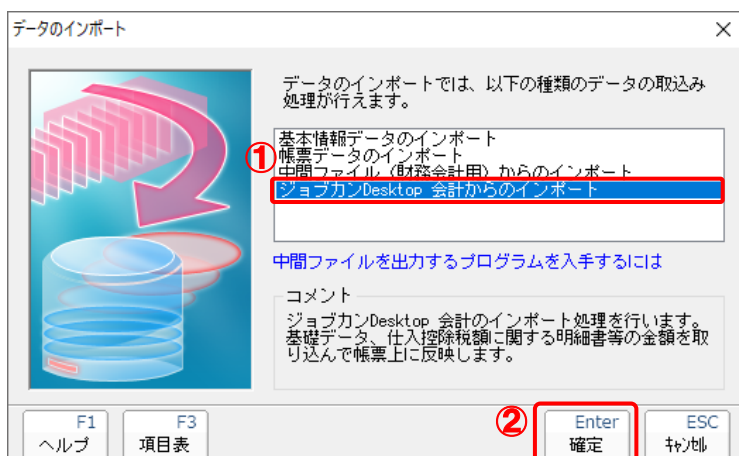
### 1.「ジョブカン Desktop 会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



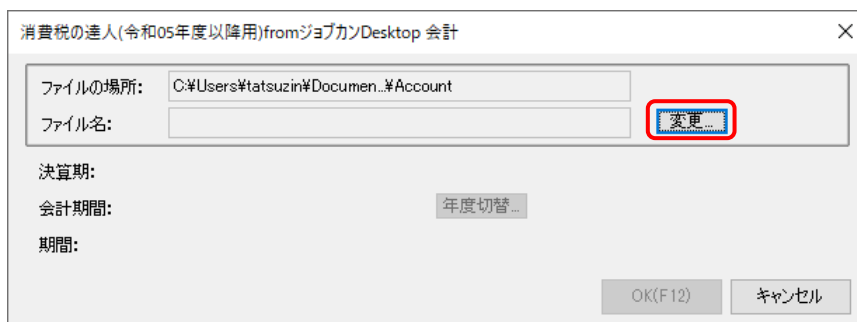
[データのインポート] 画面が表示されます。

**2.** [ジョブカンDesktop 会計からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



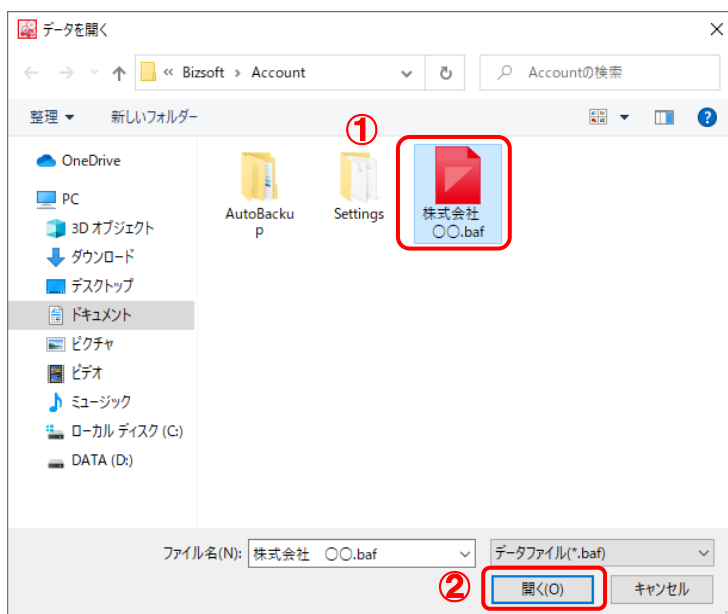
[消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計]画面が表示されます。

**3.** [変更]ボタンをクリックします。



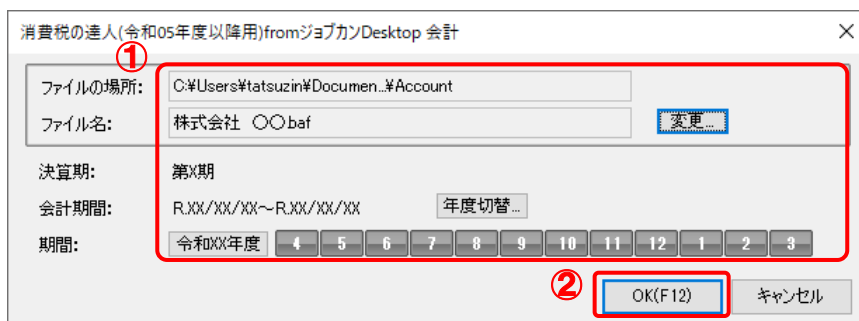
[データを開く] 画面が表示されます。

#### 4. 「消費税の達人」に取り込む「ジョブカンDesktop 会計」のデータをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



[消費税の達人 (令和05年度以降用) fromジョブカンDesktop 会計] 画面に戻ります。

#### 5. 内容を確認し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

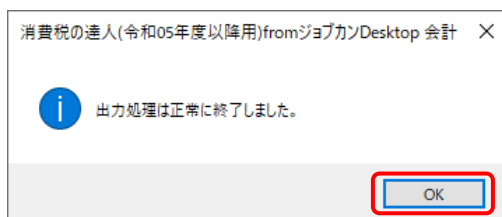


終了画面が表示されます。

※ [会計期間] を変更する場合は、[年度切替] ボタンをクリックして表示される画面から変更します。

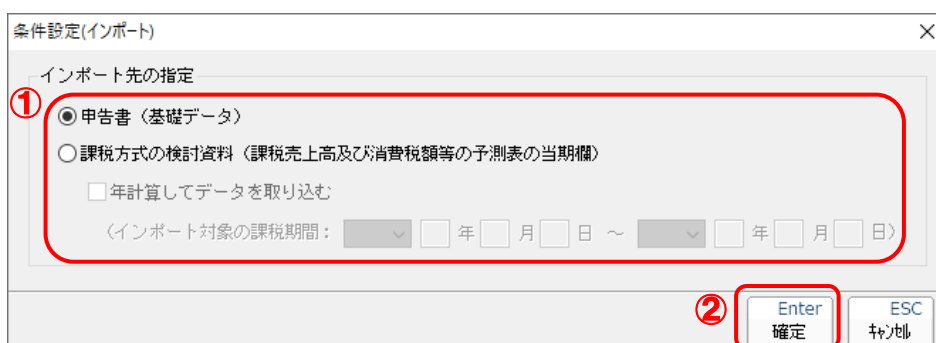
※ [期間] を変更する場合は、会計対象期間の月をドラッグして変更します。

## 6. [OK]ボタンをクリックします。



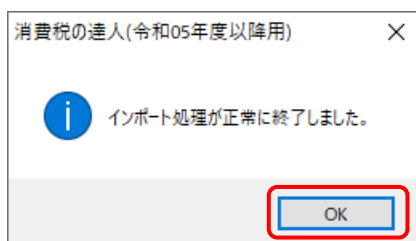
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

## 7. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

## 8. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成 (中間ファイルの作成) が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

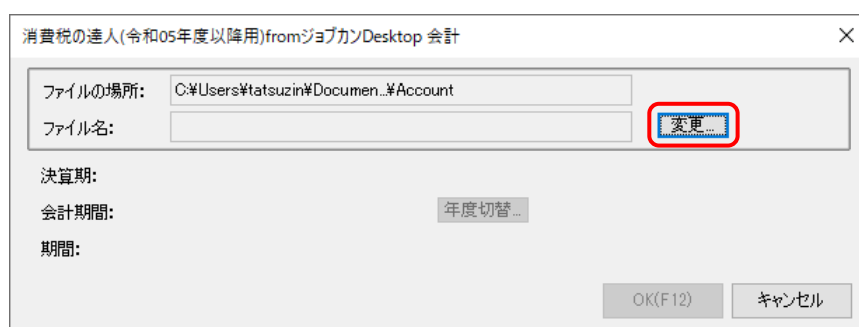


## 2.「ジョブカン Desktop 会計」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

### 1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]—[消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計]をクリックします。

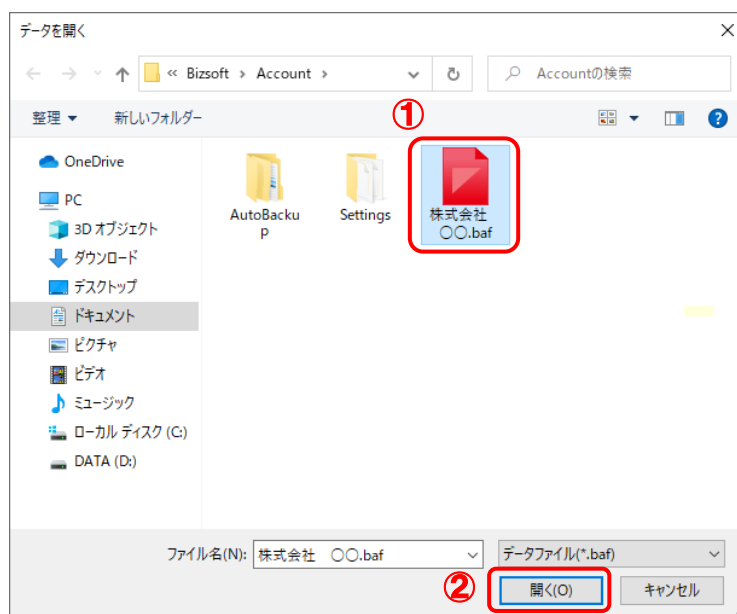
[消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計]画面が表示されます。  
 ※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[達人シリーズ] — [消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計] をクリックします。

### 2. [変更]ボタンをクリックします。



[データを開く] 画面が表示されます。

### 3. 「消費税の達人」に取り込む「ジョブカンDesktop 会計」のデータをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



[消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計] 画面に戻ります。

## 4. 内容を確認し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

[ファイル選択] 画面が表示されます。

※ [会計期間] を変更する場合は、[年度切替] ボタンをクリックして表示される画面から変更します。

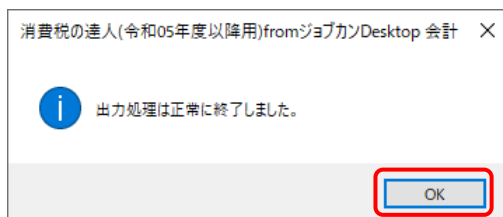
※ [期間] を変更する場合は、会計対象期間の月をドラッグして変更します。

## 5. [ファイル名]を入力し(①)、[保存]ボタンをクリックします(②)。

終了画面が表示されます。

※ 画面の保存する場所は、初期値で選択されている場所です。プルダウンから変更できます。

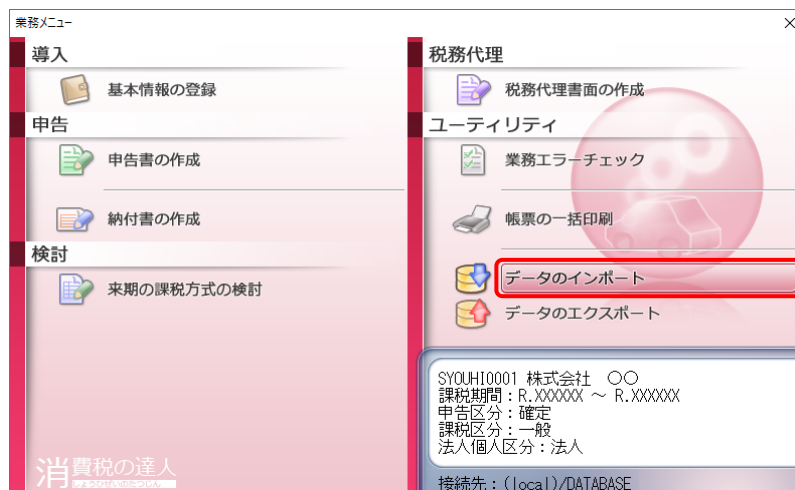
## 6. [OK]ボタンをクリックします。



手順5で指定した保存する場所に、中間ファイルが作成されます。

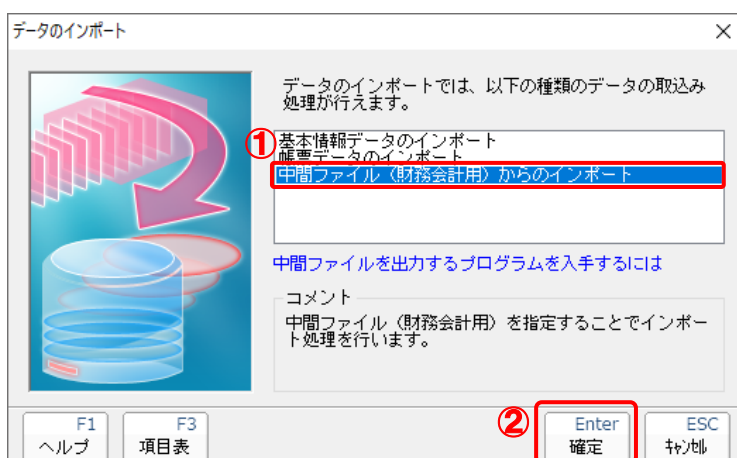
## 7. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。

## 8. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー-[データのインポート]をクリックします。



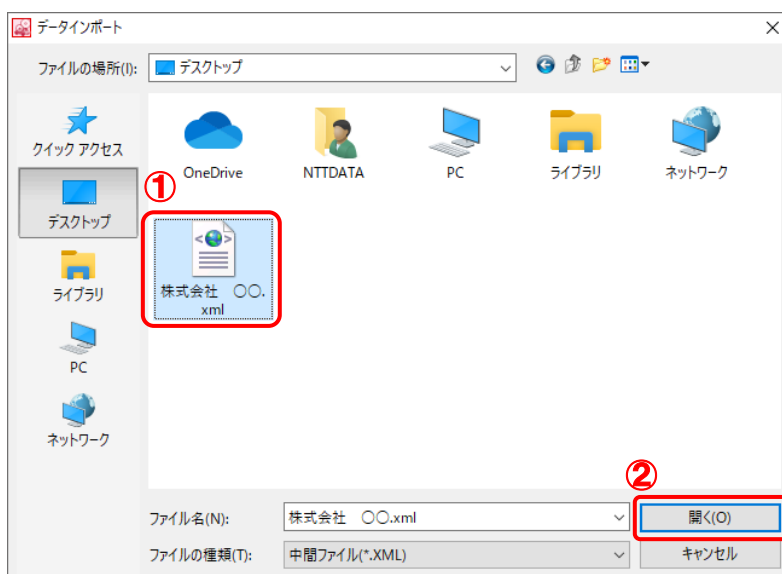
[データのインポート] 画面が表示されます。

**9.** [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[データインポート] 画面が表示されます。

**10.** 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

## 11. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

条件設定(インポート)

① インポート先の指定

申告書 (基礎データ)

課税方式の検討資料 (課税売上高及び消費税額等の予測表の当期欄)

年計算してデータを取り込む

(インポート対象の課税期間: [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 ~ [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日)

② Enter 確定

ESC キャンセル

終了画面が表示されます。

## 12. [OK]ボタンをクリックします。

消費税の達人(令和05年度以降用)

インポート処理が正常に終了しました。

OK

[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

## 6.連動対象項目

「消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計」では、「ジョブカンDesktop 会計」の消費税申告書資料、消費税の還付申告に関する明細書のデータを取り込みます。

### 「ジョブカン Desktop 会計」から連動するデータ(連動元)

「ジョブカンDesktop 会計」からは、申告書・付表に関してはナビゲーションバー [決算] - [消費税申告書資料] のデータが連動します。

消費税の還付申告に関する明細書に関しては、ナビゲーションバー [決算] - [還付申告の明細書] - [仕入金額] - [仕入金額等の明細] の [決算額] [左のうち課税仕入れにならないもの] に入力した金額が連動します。

#### 📄 [消費税申告書資料] 画面

The screenshot shows the main menu of 'ジョブカンDesktop 会計' with the '決算' (Settlement) option selected. In the '決算処理' (Settlement Processing) section, the '消費税申告書資料' (Consumption Tax Return Documents) icon is highlighted with a red box. A red arrow points from this icon to a window titled '消費税申告書資料' (Consumption Tax Return Documents). The window displays a table with columns for '売上' (Sales), '貸倒' (Bad Debt), and '仕入' (Purchases), and rows for various tax-related items like '課税売上割合の差延額' (Deferred amount of tax sales ratio) and '課税売上(本体額)' (Taxable sales (gross amount)).

売上	貸倒	仕入	4%分(B)	6.3%分(D)	6.24%分(D)	7.8%分(E)	合計(B+D+E)
課税売上割合の差延額		課税売上(本体額)					
		通常					
		返還					
		差引計					
		輸出売上					
		通常					
		返還					
		差引計					
		非課税輸出					
		通常					
		返還					
		差引計					
		課税資産の譲渡等の対価の額					
		非課税売上					
		通常					
		返還					

[還付申告の明細書] 画面

ジョブカンDesktop 会計 23 - 株式会社 ○○ 令和XX年XX月XX日決算 - [消費税申告書資料]

**決算準備**  
決算整理仕訳の入力など  
振替伝票 仕訳日記帳  
その他の準備作業  
固定資産管理  
決算関連の設定  
決算書項目設定  
決算書集計設定  
消費税関連の設定  
固定資産初期設定

**決算処理**  
決算書の作成  
決算書作成 株主資本等変動計算書 個別注記表  
消費税申告書の作成  
消費税申告書作成 消費税申告書資料 **還付申告の明細書** 印刷の一括処理  
かんたん印刷  
キャッシュ・フロー計算書の作成

**消費税の還付申告に関する明細書**

■仕入金額等の明細  
取引金額: 税込金額で入力する 税抜金額で入力する 集計金額を取込 単位:千円

区分	決算額	左のうち課税仕入れに ならないもの	課税仕入高
商品仕入高等	1		
販売費・一般管理費	2		
営業外費用	3		
その他	4		
固定資産	6	22,215	22,215
繰延資産	7		
その他	8		

3 課税仕入れに係る事項  
(1) 仕入金額等の明細 単位:千円

区分	① 決算額 (税込・税抜)	②のうち 課税仕入れに ならないもの	(①-②) 課税仕入高
商品仕入高等	①		
販売費・一般管理費	②		
営業外費用	③		
その他	④		
小計	⑤		

区分	① 資産の取得価額 (税込・税抜)	②のうち 課税仕入れに ならないもの	(①-②) 課税仕入高
固定資産	⑥ 22,215		22,215
繰延資産	⑦		
その他	⑧		
小計	⑨ 22,215		22,215

課税仕入れ等の税額の合計額 ⑩ ⑤+⑨の金額に対する消費税額

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。) 単位:千円

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取引先の氏名 (名称)	取引先の住所 (所在地)
・	・	Y			
・	・	Y			
・	・	Y			
・	・	Y			

※1 一般的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当該課税期間分をまとめて記載してください。その場合取得年月日等欄に「集約」と記載してください。  
2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません(以下③において同じ)。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。) 単位:千円

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取引先の氏名 (名称)	取引先の住所 (所在地)
・	・	Y			
・	・	Y			
・	・	Y			
・	・	Y			

印刷 登録(F12) キャンセル

## 「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

### 一般用

- [基礎データ] 画面
  - [税率(10%・8%)適用分] を選択している場合
    - 売上(10%分) / (軽8%分)
    - 仕入(10%分) / (軽8%分)
    - 貸倒(10%分) / (軽8%分)
  - [旧税率(8%・5%・3%)適用分] を選択している場合
    - 売上(旧8%分) / (5%分)
    - 仕入(旧8%分) / (5%分)
    - 貸倒(旧8%分) / (5%分)
  - [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合
    - 仕入(10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分)
    - 返還(10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分)
- [消費税額の調整額] 画面
  - 10%分/8%分(軽) / 8%分(旧) / 5%分
- [当課税期間の課税売上高] 画面
- 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]
- 付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]
- 付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
- 消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)
- 消費税の還付申告に関する明細書(法人用)
- 課税売上高及び消費税額等の予測表



## 簡易課税用

- [基礎データ] 画面
  - [税率（10%・8%）適用分] を選択している場合
    - 売上（10%分）／（軽8%分）
    - 仕入（10%分）／（軽8%分）
    - 貸倒（10%分）／（軽8%分）
  - [旧税率（8%・5%・3%）適用分] を選択している場合
    - 売上（旧8%分）／（5%分）
    - 仕入（旧8%分）／（5%分）
    - 貸倒（旧8%分）／（5%分）
- [当課税期間の課税売上高] 画面
- 課税売上高及び消費税額等の予測表



### 注意

- （3%）は、連動対象外です。
- 「ジョブカンDesktop 会計」の「還付申告の明細書」は、手入力して明細書を作成する処理です。自動的な集計は行っていません。集計ボタンにより結果を取り込む仕組みになっています。連動を行う場合は、必ず、先に還付申告の明細書の設定を行ってください。

[基礎データ(一般用)]画面

■ [税率(10%・8%)適用分] を選択している場合

📄 売上(10%分) / (軽8%分)

基礎データ (一般用) ✕

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分  適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税売上 割戻計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税売上(輸出取引等)	<input type="text"/>		
非課税売上・有価証券	<input type="text"/>		
非課税売上・有価証券以外	<input type="text"/>		
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>		
課税売上に係る対価の返還 積上計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税売上に係る対価の返還	<input type="text"/>		
非課税売上に係る対価の返還	<input type="text"/>		
非課税資産の輸出等の返還	<input type="text"/>		

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+📄 確定

ESC キャンセル



**注意**

[免税売上(輸出取引等)] [非課税売上・有価証券] [非課税売上・有価証券以外] [非課税資産の輸出等] [免税売上に係る対価の返還] [非課税売上に係る対価の返還] [非課税資産の輸出等の返還] については、「ジョブカン Desktop 会計」では税率毎に管理していません。全て [売上(10%)] タブに集計されます。

仕入(10%分) / (軽8%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分  適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入 積上計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(7.8%分)			
	非課税売上対応(7.8%分)			
	共通売上対応(7.8%分)			
	地方消費税分			
仕入返還 積上計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(7.8%分)			
	非課税売上対応(7.8%分)			
	共通売上対応(7.8%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+Enter 確定

ESC キャンセル

貸倒(10%分) / (軽8%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分  適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額 積上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 積上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

■ [旧税率(8%・5%・3%)適用分] を選択している場合

📄 売上(旧8%分) / (5%分)

基礎データ(一般用) ✕

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分  適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税売上 割戻計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税売上(輸出取引等)	<input type="text"/>		
非課税売上・有価証券	<input type="text"/>		
非課税売上・有価証券以外	<input type="text"/>		
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>		
課税売上に係る対価の返還 積上計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税売上に係る対価の返還	<input type="text"/>		
非課税売上に係る対価の返還	<input type="text"/>		
非課税資産の輸出等の返還	<input type="text"/>		

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+📄 確定

ESC キャンセル

 **注意**

[免税売上(輸出取引等)] [非課税売上・有価証券] [非課税売上・有価証券以外] [非課税資産の輸出等] [免税売上に係る対価の返還] [非課税売上に係る対価の返還] [非課税資産の輸出等の返還] については、「ジョブカン Desktop 会計」では税率毎に管理していません。全て [売上(10%)] タブに集計されます。

仕入 (旧8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分  適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入 積上計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(7.8%分)			
	非課税売上対応(7.8%分)			
	共通売上対応(7.8%分)			
	地方消費税分			
仕入返還 積上計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(7.8%分)			
	非課税売上対応(7.8%分)			
	共通売上対応(7.8%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+Enter 確定

ESC キャンセル



**注意**

(5%) は [輸入仕入] [輸入仕入返還] がありません。

貸倒 (旧8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分  適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額 積上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 積上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

■ [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合

📄 仕入 (10%分) / (軽 8%分) / (旧 8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分  適格請求書発行事業者以外からの仕入分

仕入(10%) 返還(10%) 仕入(8%(軽)) 返還(8%(軽)) 仕入(8%(旧)) 返還(8%(旧)) 仕入(5%) 返還(5%) 仕入(3%) 返還(3%)

区分	項目	本体価額 (税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (80%割戻分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (50%割戻分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7/110を乗じた金額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。税抜経理方式の場合は[本体価額 (税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。税込経理方式の場合は[税込価額]に金額を入力してください。

F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+📄 確定  
ESC キャンセル



📄 返還 (10%分) / (軽 8%分) / (旧 8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分  適格請求書発行事業者以外からの仕入分

仕入(10%) 返還(10%) 仕入(8%(軽)) 返還(8%(軽)) 仕入(8%(旧)) 返還(8%(旧)) 仕入(5%) 返還(5%) 仕入(3%) 返還(3%)

区分	項目	本体価額 (税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入返還 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (80%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (50%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7/110を乗じた金額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。税抜経理方式の場合は[本体価額 (税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。税込経理方式の場合は[税込価額]に金額を入力してください。

Ctrl+📄  
確定  
ESC  
キャンセル

[消費税額の調整額]画面

📄 10%分/8%分(軽)/8%分(旧)/5%分

消費税額の調整額

10%分 8%分(軽) 8%分(旧) 5%分 3%分

項目	金額 (円)
課税売上対応	<input type="text"/>
非課税売上対応	<input type="text"/>
共通売上対応	<input type="text"/>

F1 ヘルプ

Ctrl+↵ 確定

ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面

当課税期間の課税売上高 ×

課税期間分の課税売上高:  円

免税期間分の課税売上高:  円

---

課税売上高 計:  入力  円

※免税期間分の課税売上高には、課税期間の途中で免税事業者から課税事業者となる場合に免税期間分の課税売上高を入力してください。

付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

第4-(2)号様式  
付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用) 一般

項 目	課税期間	氏名又は名称		合計 F (X+D+E)
	・ ・ ・ ・ ・			
	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	
課税売上額(税抜き) ①				
免税売上額 ②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				
非課税売上額 ⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				
課税売上割合(④/⑦) ⑧				[ % ]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨				
課税仕入れに係る消費税額 ⑩				
通称請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑪				
通称請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 ⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑬				
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑭				
課税貨物に係る消費税額 ⑮				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑮±⑯) ⑰				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額) ⑱				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 個別対応方式 高又は割合が合	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲			
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑲			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [(⑲+⑳)×④/⑦] ㉑			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑲×④/⑦) ㉒			
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉓			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉔			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉕			
差引	控除対象仕入税額 [(⑳、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕] がプラスの時 ㉖			
	控除過大調整税額 [(⑳、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕] がマイナスの時 ㉗			
貸倒回収に係る消費税額 ㉘				

※ 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 控除調整額に算入される場合は、控除の対象としてから控除対象を構成する。  
3 ⑳、㉑、㉒の調整額は、原則として、課税仕入れの消費税の金額がある(仕入税額の控除等)の金額を仕入税額から控除している場合を除く。⑳には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
4 ㉓及び㉔の調整額は、原則として、控除対象の金額を控除する(控除対象の金額)の金額を記載する。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

		課税期間	氏名又は名称			
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	旧税率分小計又 (A+B+C)	
課税売上額(税抜き)	①				円	
免税売上額	②				円	
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				円	
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				円	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				円	
非課税売上額	⑥				円	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				円	
課税売上割合(④/⑦)	⑧				〔 % 〕	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				円	
課税仕入れに係る消費税額	⑩				円	
連絡請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				円	
連絡請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				円	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				円	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭				円	
課税貨物に係る消費税額	⑮				円	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				円	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰				円	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額)	⑱				円	
課5課95 税免税% 対 売未 売円上 満 上超 割の 高又合 場 がは合	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの				円	
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの				円	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [(⑱)+(⑳)×(④/⑦)]				円	
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [(⑱)×(④/⑦)]				円	
控 除 税 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額				円	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額				円	
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額				円	
差 引	控除対象仕入税額 [(⑳、㉑又は㉒の金額)±⑳±㉑±㉒]がプラスの時				円	
	控除過大調整税額 [(⑳、㉑又は㉒の金額)±⑳±㉑±㉒]がマイナスの時				円	
貸倒回収に係る消費税額	㉓				円	

注 1 金額の計算については、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 控除額が適用された取引がある場合は、当該控除額を控除して計算する。  
 3 ㉑、㉒は⑱の金額と、控除対象の資産の取得した時に発生する。  
 4 ㉑、㉒は⑱の金額と、取引先、取引先が仕入税額の返還等の金額がある場合(仕入税額の返還等の金額を仕入税額から戻金として戻している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
 5 ㉑及び㉒は経過措置上は、消費税額等の額を記載する(平成25年課税標準額)に別記の金額又は別記の適用がある場合をいう。

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

第4-(10)号様式  
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称		
項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税売上額(税抜き)	①			
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			
非課税売上額	⑥			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			
課税売上割合(④/⑦)	⑧			(%)
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			
課税仕入れに係る消費税額	⑩			
連絡請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪			
連絡請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫			
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭			
課税貨物に係る消費税額	⑮			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額)	⑱			
課5課95 税税% 対 売未 売円上 上満 上超 割の 高又合 がは合	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの			
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [⑱+(⑳×④/⑦)]			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)			
控 除 税 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額			
差 引	控除対象仕入税額 (⑬、⑭又は⑮の金額)±⑰±⑱±⑳)			
	控除過大調整税額 (⑬、⑭又は⑮の金額)±⑰±⑱±⑳)			
貸倒回収に係る消費税額	㉘			

1. 金額の計算に30については、3円未満の端数を切り捨てる。  
 2. ⑬、⑭、⑮(控除)には、差引を、調整し、調整額が仕入対価の超過等の金額がある場合(仕入対価の超過等の金額を仕入金額から調整額として控除する場合を除く。)、には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
 3. ⑬及び⑭の経過措置として、関係税率等の一時的な変更による影響(平成24年税率改正)が反映される又は課税率の適用がある場合をいう。

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	② 左のうち課税仕入 れにならないもの	(①-②) 課税仕入高
事業所得	仕 入 金 額 (製品製造原価) ①	円	円	円
	必 要 経 費 ②			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値 額 ③			
	小 計 (①+②+③) ④			
不動産所得	必 要 経 費 ⑤			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値 額 ⑥			
	小 計 (⑤+⑥) ⑦			
所得	仕 入 金 額 ⑧			
	必 要 経 費 ⑨			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値 額 ⑩			
	小 計 (⑧+⑨+⑩) ⑪			
課税仕入高の合計額 ⑫		④、⑦、⑪の合計額を記載してください。		
課税仕入れ等の税額の合計額 ⑬		⑫の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取 引 先 の 氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・	円	T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		

※1 継続的な取引先については、当該期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。  
 ※2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合は、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません(以下③)において同様)。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取 引 先 の 氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・	円	T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		

4 令和 5 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

[ ]

(2/2)

**消費税の還付申告に関する明細書(法人用)**

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

単位：千円

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	② ①のうち課税仕入れ にならないもの	(①-②) 課税仕入高
損 益 科 目	商品仕入高等	①		
	販売費・一般管理費	②		
	営業外費用	③		
	そ の 他	④		
	小 計	⑤		
区 分		① 資産の取得価額 (税込・税抜)	② ①のうち課税仕入れ にならないもの	(①-②) 課税仕入高
資 産 科 目	固 定 資 産	⑥		
	繰 延 資 産	⑦		
	そ の 他	⑧		
	小 計	⑨		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤+⑨の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。) 単位：千円

資産の 種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取 引 先 の 氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		

※1 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当該課税期間分をまとめて記載してください。その場合取得年月日等欄に「継続」と記載してください。

※2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません。(以下(3)において同じ。)

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。) 単位：千円

資産の 種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取 引 先 の 氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		
	・		T		

4 当課税期間中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

[

(2/2)



課税売上高及び消費税額等の予測表(一般用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード：  
顧問先名：

1. 基礎データ

期間	当期(年度)		来期(年度)		来々期(年度)	
	8.00%	10.00%	8.00%	10.00%	8.00%	10.00%
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(年度)	来期(年度)	来々期(年度)
課税売上高			
課税売上高(特定期間)			
課税売上割合	%	%	%

3. 消費税額

期間	来期(年度)				来々期(年度)			
	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税			
		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例		
課税標準額								
消費税額								
控除税額								
納付税額								
課税割額								
合計税額								
備考								

[基礎データ(簡易課税用)]画面

■ [税率(10%・8%)適用分] を選択している場合

📄 売上(10%分) / (軽8%分)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 積上計算用 計			
課税売上 割戻計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 割戻計算用 計			
免税売上(輸出取引等)			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定  
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に  
 加算されます。  
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算



注意

[免税売上(輸出取引等)]については、「ジョブカン Desktop 会計」では税率毎に管理していません。全て [売上(10%)] タブに集計されます。

📄 返還(10%分) / (軽8%分)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還 積上計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計			
課税売上返還 割戻計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に  
加算されます。  
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+📄 確定  
ESC キャンセル



**注意**

「免税売上に係る対価の返還」については、「ジョブカン Desktop 会計」では税率毎に管理していません。全て「売上(10%)」タブに集計されます。

貸倒(10%分) / (軽8%分)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額 積上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 積上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定  
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に  
 加算されます。  
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+Enter 確定  
 ESC キャンセル

■ [旧税率（8%・5%・3%）適用分] を選択している場合

📄 売上（旧8%分）／（5%分）

基礎データ（簡易課税用）

表示対象：  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額（税抜）	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 積上計算用 計			
課税売上 割戻計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 割戻計算用 計			
免税売上（輸出取引等）			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に  
加算されます。  
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+📄 印刷  
F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+👉 確定  
ESC キャンセル



**注意**

[免税売上（輸出取引等）] については、「ジョブカン Desktop 会計」では税率毎に管理していません。全て [売上（10%）] タブに集計されます。

📄 返還 (旧 8%分) / (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還 積上計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計			
課税売上返還 割戻計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定  
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。  
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ  
F9 印刷  
Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル



**注意**

〔免税売上に係る対価の返還〕については、「ジョブカン Desktop 会計」では税率毎に管理していません。全て〔売上 (10%)〕タブに集計されます。

貸倒 (旧 8%分) / (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象:  税率(10%・8%)適用分  旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額 積上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 積上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定  
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に  
 加算されます。  
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+Enter 確定  
 ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面

当課税期間の課税売上高 ×

課税期間分の課税売上高:  円

免税期間分の課税売上高:  円

---

課税売上高 計:  入力  円

※免税期間分の課税売上高には、課税期間の途中で免税事業者から課税事業者となる場合に免税期間分の課税売上高を入力してください。

F1 ヘルプ      Ctrl+↵ 確定      ESC キャンセル



課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード：

顧問先名：

1. 基礎データ

期間	当期(年度)		来期(年度)		来々期(年度)	
	8.00%	10.00%	8.00%	10.00%	8.00%	10.00%
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(年度)	来期(年度)	来々期(年度)
課税売上高			
課税売上高(特定期間)			
課税売上割合	%	%	%

3. 消費税額

期間	来期(年度)			来々期(年度)		
	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税	
個別対応		一括比例	個別対応		一括比例	
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
課税割額						
合計税額						
備考						

## 7.アンインストール方法

「消費税の達人(令和05年度以降用) fromジョブカンDesktop 会計」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



### 注意

アンインストール作業中に [ユーザーアカウント制御] 画面が表示されることがあります。その場合は [はい] ボタンをクリックして作業を進めてください (必要に応じてパスワードを入力します)。

- 1. Windowsのスタートメニュー[Windowsシステムツール]—[コントロールパネル]をクリックします。**

[コントロールパネル] 画面が表示されます。  
※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[Windowsツール] — [コントロールパネル] をクリックします。
- 2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**

[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。  
※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] をクリックします。
- 3. [消費税の達人(令和05年度以降用)fromジョブカンDesktop 会計]をクリックして選択し、[アンインストール]をクリックします。**

確認画面が表示されます。
- 4. [はい]ボタンをクリックします。**

アンインストールが開始されます。
- 5. [アンインストール完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人(令和05年度以降用) fromジョブカンDesktop 会計」のアンインストールは完了です。

## 8.著作権・免責等に関する注意事項

- Microsoft®、Windows®は米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- その他、記載された会社名およびロゴ、製品名などは該当する各社の商標または登録商標です。
- 本文中、®マークは明記しておりません。
- 「消費税の達人(令和05年度以降用) fromジョブカンDesktop 会計」の内容は、著作権法によって保護されています。弊社の許可を得ず、転載・複写・複製等はできません。

---

**消費税の達人(令和05年度以降用)**  
**fromジョブカンDesktop 会計 運用ガイド**

2023年12月9日初版

---